

総務文教常任委員会記録

令和5年12月6日

【開催日】 令和5年12月6日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後4時58分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	協創部長	篠原 正裕
協創部次長兼市民活動推進課長	河上 雄治	市民活動推進課主幹	西崎 大
市民活動推進課市民活動係長	竹森 和貴	文化スポーツ推進課長	原田 貴順
文化スポーツ推進課長補佐兼スポーツ振興係長	三浦 裕	文化スポーツ推進課文化振興係長	別府 奈緒美
企画課長兼PPP/PFI推進室長	工藤 歩	企画課主査兼行政経営係長	福田 淑子
企画課行政経営係主任	木藤 拓也		

【事務局出席者】

事務局長	中村 潤之介	議事係長	山田 寿実子
------	--------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第85号 山陽小野田市民活動センターの指定管理者の指定について
- 2 議案第86号 山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について
- 3 議案第87号 山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について
- 4 陳情・要望書について
- 5 閉会中の継続調査事項について

伊場勇委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日の審査日程については、お手元に配付してありますとおり進めてまいります。議案第 85 号山陽小野田市民活動センターの指定管理者の選定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 議案第 85 号山陽小野田市民活動センターの指定管理者の指定について御説明します。本議案は、公の施設である山陽小野田市民活動センターの指定管理者をアクティオ株式会社に指定することについて、地方自治法第 204 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。それではお手元にお配りをしてあります資料の主な部分について御説明させていただきます。資料の順番が前後をいたしますが御容赦いただければと思います。まず、資料 4、指定管理業務仕様書を御覧ください。この仕様書の 1 ページをお開きください。山陽小野田市民活動センター指定管理者制度導入の目的を説明します。市民活動センターは、心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進することを目的としています。このセンターに指定管理者制度による民間活力を導入し、民間事業者のノウハウ等を運営に反映させることにより、多様な主体が、それぞれが持つノウハウ、資源、ネットワークを持ち寄り、地域の課題解決に向け、対等な立場で協力して共に働くことで「未来の山陽小野田市」のための新しい価値を創出する協創によるまちづくりを推進するものであります。3 ページをお開きください。6、施設管理に関する基準でございます。こちらにつきましては、山陽小野田市民活動センター条例及び同条例施行規則に基づいた施設管理基準としています。4 ページをお開きください。7、市民活動促進に関する基準につきましては、山陽小野田市民活動センター条例第 4 条の事業に基づきまして、「市民活動に関する情報収集及び提供業務」、「市民活動に関する人材育成及び研修業務」、「市民活動に関する活動の支援・相談

業務」、「市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な団体等の相互の連携及び協創の促進業務」と「施設利用業務」の五つの業務に加えて「L A B V 事業による新施設に入居する関係団体等と連携・協働業務」及び収益を伴わない業務として、自らの提案により事業目的、各種法令、例規等を満たす範囲において実施するものとしています。11ページをお開きください。下段の自主企画運営業務につきましては、指定管理者は、センターのにぎわいの創出に向け、積極的に自主企画業務を企画及び実施するものとするものとしています。なお、自主企画事業の実施により得た収益は指定管理者の収入としますが、自主企画事業に要する経費に市が支払う指定管理料を充てることはできないこととしています。次、資料3、山陽小野田市民活動センター指定管理者募集要項を御覧ください。こちらの10ページをお開きください。指定管理者の募集は、市広報紙10月1日号及びホームページにて、10月2日(月)から11月15日(水)までの日の8時30分から17時15分までの1か月半の間、指定管理者の募集を行いました。その結果、2団体から応募がありました。これに対する指定管理者選定委員会は、指定管理者選定委員会規定に基づき、市職員4名と学識経験者3人の計7人で構成しました。会議は募集開始前である9月26日に第1回目を開催し、募集要項、仕様書、審査基準表、選定方法について審議いただきました。この中の御審議をいただいた審査基準表について御説明申し上げます。資料2を御覧ください。資料2、基準表でございます。一つ目の審査項目でございますけれども、安定的な運営が可能となる基盤への審査といたしまして、団体の財務状況、実績を審査項目といたしました。また実績の配点につきましては、一般的に類似施設の管理運営の有無という判断となりますけれども、今回の基準といたしましては、類似施設の実績がなくとも、市民活動促進を目的とした事業の実績がある場合においても、配点できる基準としました。2の利用者対応サービス向上策等の審査としましては、利用者の意見や要望等を把握する方法や、効果的に反映する取組、指定管理者が自ら行う業務を維持、改善するための取組、利用者等の苦情やトラブル等に対応する方法及び、個人情報保護に係

る取組を審査項目といたしました。次に3、施設の効果的な運営の審査につきましては、市民活動センターの交流ホール、各種会議室等を利用する利便性の向上に係る取組、施設の利用促進に係る取組、審査項目といたしました。次のページを御覧ください。4の市民活動促進業務の効果的な取組の市民活動に関する情報収集及び情報提供業務の審査といたしましては、現在把握をしていない市民活動に関する調査発掘、市民活動に対する助成金制度などを活動の支援に係る取組の項目、そしてその収集した情報を提供する取組を審査項目といたしました。次に、市民活動に関する人材育成及び研修業務の審査といたしましては、市民活動に意欲のある人の発掘、または、誘導する取組、その意欲のある人、関心事の知識を高めていくための学習機会の提供の取組を審査項目としました。次に、市民活動に関する活動の支援、相談業務の審査といたしましては、市民活動を始めたい人と、人のつながりを支援し、市民活動団体の増加に向けた取組、市民活動を行う団体の活動の支援や、活動における困り事の相談体制の取組を審査項目としました。次のページを御覧ください。市民、市民活動団体、公共団体、事業者、市等の多様な団体等の連携及び競争の促進業務の審査といたしまして、各種市民活動団体が連携協働できる取組、市民活動団体と企業や行政機関等の連携協働ができる取組を審査項目といたしました。次に、LABV事業による新設に入居する関係団体と連携協働業務の審査といたしましては、LABV事業による新施設に入居する関係団体等と、市民活動団体をつなぐ取組、LABV事業による新施設に入居する関係団体及び山陽小野田LABVプロジェクト合同会社との連携、協働した取組を審査項目といたしました。5の施設の管理運営に係る経費の内訳につきましては、運営管理に係る収支計画、指定管理料の揭示額を審査項目といたしました。6の自主企画運営業務に係る効果的な取組につきましては、市民活動センターのにぎわいのある創出に向けた自主企画運営業務の効果的及び実現性を審査項目といたしました。次のページをお開きください。7の施設の管理運営に係る組織体制の審査につきましては、市民活動センターの統括責任者や、市民活動に係るコミュニケーター等の人員配置について、市民活動促進

に係る知識と経験を有した従事者の配置及びそのものの研修体制、研修計画についてセンター運営管理に係る緊急時の危機管理体制についてを審査項目といたしました。またセンターに設置する備品の維持管理について、そして、運営に係る地元住民の雇用、備品購入等の市内業者の活用についてを審査項目としております。以上が審査基準表の説明となります。2回目の選定委員会につきましては、募集締切り後、11月21日火曜日に2団体、それぞれから提出がありました事業計画書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行い、先ほど御説明申し上げました、審査基準表の選定基準によって審査を行っていただきました。資料1をお開きください。審査集計表でございます。こちらが選定委員会における審査集計表で、1枚目がアクティオ株式会社で点数としまして77.3点、2枚目が審査集計表の申請団体名を伏せさせていただいておりますのでA事業者と書かせていただきます。52.9点で、選定委員会の中で協議の結果、アクティオ株式会社を指定管理者候補者に選定されたところです。資料5を御覧ください。こちらが、アクティオ株式会社の提案概要となる事業計画書となります。アクティオ株式会社は、PPP事業、指定管理事業、施設運営事業、イベント事業、研修・教育／人材派遣事業などを行っている事業所で、市民活動を促進する機能をもつ施設の指定管理として実績をもたれる事業所です。提案された当センターの管理運営全体のコンセプトは、「つながりの拠点」とされ、本市が進めております協創のまちづくりと共通するものであると考えています。また、事業計画で「安定的な運営」「利用者対応、サービス向上策」「施設の効果的な運営」「市民活動促進の効果的な取組」「施設の管理運営に係る経費の内容」が、十分な実績に裏打ちされた取組やスケールメリットを活かした効果的で実現性のある市民活動促進に関する取組の提案に加え、人員体制、施設の危機管理等の施設管理面でも安定した運営ができると判断し、アクティオ株式会社をこのたびの議案の上程に至りました。最後に、資料6、「指定管理料試算表」を御覧ください。指定管理料は、消費税及び地方消費税を除いた額として、上限額を各単年度で3,541万6,000円、指定管理機関である5年間で1億7,

708万円としております。この上限額については、「指定管理者募集要項」に記載しております。内訳について説明させていただきます。歳出は、人件費に、市民活動促進業務を主として取り組む者を常勤として施設長1名、副施設長1名、地域コミュニケーター2名としています。また、夜間を含む開館時間帯に職員が、常時1名が配置できるよう交代制の非常勤の計3名を想定しており、2,814万7,187円としています。需用費、役務費は、光熱水費、通信運搬費等で512万9,677円、委託料は、警備委託料等の施設管理に関わるものとして63万6,000円、使用料及び賃借料は、利用者用及び事務用のパソコン、コピー機のリース料等として130万3,000円、事業費は市民活動促進に係る研修の講師料、イベント費等として225万円とし歳出合計3,746万5,864円としています。歳入は、利用料金収入として200万円、その他収入として5万円とし、合計205万円としており、この指定管理料につきましては歳出から歳入を差し引いた金額を指定管理料として算出をしておりますので、3,541万6,000円としております。なお、この金額につきましては、債務負担行為として今回計上させていただいております。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりました。初めて総務文教常任委員会に来られた委員もいるので、今の市民活動センターの現状を簡単に説明してもらえますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市民活動センターにつきましては、6月の議会に市民活動センターの条例を議案として上程させていただき、議決を賜ったところでございます。この市民活動センターの目的といたしましては、先ほどと重複いたしますが、心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援または促進するためにこのセンターを設置するものでございます。具体的な取組につきましても、これも重複しますが、市民活動に関する情報

収集及び提供、そして市民活動に関する人材育成及び研修、そして市民活動に関する活動の支援及び相談に関すること。市民活動団体、公共的団体、事業者、市等、多様な主体の相互の連携及び協創の促進に関すること。そして、それぞれ市民活動団体等が利用できる部屋を確保しておりますので、センターの施設及び附属設備等の提供に関することを業務といたしております。市民活動そのものの定義でございますけれども、市民活動とは、市民、公共的団体、事業者等が自発的かつ主体的に行う公益的な活動といたしております。そして、市民活動団体という定義につきましては、市民活動を行う方が3名以上いらっしゃるものを市民活動団体として定義しております。市民活動団体と一般的に大きく分けられるのが、地縁型コミュニティー、そして、志縁型コミュニティー、これはテーマ型コミュニティーとも言われておりますが、この2種類があるとよく言われています。地縁型コミュニティーというのは、それぞれお住まいの地域で、横のつながりを持って活動しているコミュニティーの組織、そして志縁型コミュニティーにつきましては、同じ志を持った、同じテーマを持った方々が、ともに活動するようなコミュニティーと位置づけております。この市民活動センターで市民活動を促進していく主なものにつきましては、志縁型コミュニティーを考えております。ちなみにですが、地縁型コミュニティーの活動促進につきましては、地域交流センターで担っていきたいと考えております。ただし、市民活動センターが地縁型コミュニティーの活動促進を全く行わないということではなくて、地域交流センター、市民活動センターと連携しながら市民活動を促進していくことができればと考えております。以上でございます。

伊場勇委員長　今、この市民活動センターの窓口は協創部の中にあるということですね。それが来年4月から今建設中のところに移るという認識でよろしいでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　委員長がおっしゃるとおりでございます。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。

松尾数則委員 最初に教えてもらいたいのですが、今まで市民活動センターは市
独自でやられたと思うんですが、これを指定管理にした理由をお聞かせ
願いたいと思います。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず、市民活動センターといいますか、
市民活動支援センターという名称で、現在この機能は市民活動推進課に
あります。ただ、現状といたしまして、この市民活動促進に関わる機能
がなかなか市民活動推進課では発揮できないということ。市役所内にお
いては、市民活動団体が気軽に來ることができないという点がございま
す。そういった中で、外部で市民の皆様方が利用しやすい環境を構築し、
運営していこうというところでございます。かつ、やはり市民活動とい
うところになりますので、より市民目線に近い取組を行っていく必要が
あるというところから、指定管理者制度を導入いたしまして、民間事業
者による運営のノウハウや管理運営能力に期待していきたいということ
で、この制度を導入したというところでございます。以上です。

松尾数則委員 そうすると指定管理にした理由といいますか、例えば、経費の
問題とか利便性とか、そういった内容は、今後移した場合に十分適用で
きる、マッチングしていると考えていいわけですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 繰り返しになりますが、指定管理者では
民間の運営のノウハウ等をしっかり生かしながら市民活動の促進を図っ
ていきたいと考えております。ただ、経費につきましては、市が行うも
のと比較する場合において、今回についてはあまり相違がないと考えて
おります。以上です。

大井淳一郎委員 資料1の審査集計表で、アクティオ株式会社とA社の比較を

見ますと、大きくこの4番の市民活動促進業務の効果的な取組で、これも配点も高いんですが、選ばれたアクティオ株式会社は比較的高くて、低いのもありますけれども、ここで差がついているというイメージです。審査資料2の4番の項目に当たる市民活動促進業務の効果的な取組で差がついた主な要因を差し支えない範囲でお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 今回の審査につきましては、相対評価、双方を比較して審査したものではなくして、それぞれの提案を評価したものでございます。ついては、比較したというところについての回答は差し控えさせていただきますが、アクティオ株式会社における取組内容のものにつきましては、募集の仕様書の中の4ページに書かせていただいておりますが、この五つの基準を、それぞれがつながりを持った事業展開をしていく。そして、好循環を生み出していくということを規定しておりました。そういった面からして、アクティオ株式会社の提案については、それぞれの五つの業務が漏れなくといいますか、正確に提案されており、また、その好循環を意識した提案となっていたと感じております。

大井淳一郎委員 審査集計表に従って確認していきます。もう一つ差がついたと思うのは、7番の施設の管理運営に係る組織体制です。こちらは、アクティオ株式会社については、ほぼ満点に近いのに対し、A社は半分程度ということで、ここも差が大きいなと思ったんです。どういったところに差があったのかについてお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 先ほどと同じく、比較した回答は控えさせていただきますと思いますが、アクティオ株式会社におきましては、先ほど冒頭の説明でもありましたけれども、全国的に多くの施設の管理実績がございます。そういった実績をもって安定的な、人員配置の提案があった。そして、それぞれの、この市民活動促進に係る技能、そういったものに対しても、適切に配置していただく提案があったというところ

ろが、アクティオ株式会社が評価されたものと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 それと選定委員会について聞きたいと思うんですが、ほかの指定管理も同じように上がっていますが、大体職員４人、公募１人ぐらいですか。５人に対して、今回は７人です。しかも公募はなかったんですが、この差というか、違いがある理由を教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず構成といたしまして、委員おっしゃるように行政職員が４人。これにつきましては、選定委員会規程に基づき決めております。残り３名は学識経験者ということで配置をして、委員になっていただいております。この理由といたしましては、この市民活動センターがかなり専門的な知識が要ということで、その専門的知識、広い見地を持った方々になっていただくために３名にお願いし、選定させていただいたところでございます。以上です。

大井淳一郎委員 最後にしますが、職員が４名と規定されています。ほかのところでも同じ形だと思いますが、差し支えなければ職責、そして、３人の学識経験者ですが、一体どういった方になっているのか教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず４名の市の職員でございますが、先ほど申し上げましたとおり、選定委員会規程に基づいてということになります。したがって、企画部長、総務部長、そしてＰＰＰ／ＰＦＩ推進室長、そして、公の施設を所管する部長ということになりますと、市民活動センターは協創部の所管になりますので、協創部長ということになります。そして、学識経験者におきましては、山口東京理科大学にこの市民活動を調査研究しておられる先生がいらっしゃいましたので、その先生、そして、ＬＡＢＶプロジェクトとの連携が必要であることからＬＡＢＶプロジェクト合同会社からの方、そして最後に、この市民活

動を促進していく上で、多様な経験、実績のある方ということで、山口県民活動センターから代表にお越しいただいて選定をしております。以上です。

白井健一郎委員 まず前提としてお聞きしますが、これは、6月議会か9月議会で話し合われたことかもしれません。重複していただきます。市が間に入って合同会社と市民活動センターの間に入っているわけですから、指定管理者の指定について、先ほど指定管理料が3,500万円余りとおっしゃいましたけれども、合同会社から、市がレンタルする費用も当然考えなければならないことでしたが、それはお幾らぐらいなのでしょう。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 今の白井委員からの御質問いただいた件につきましては、現在合同会社で、最終的な家賃を算定中でございます。したがって、本日は御回答を控えさせていただきます。

伊場勇委員長 今は答えられないということですね。

白井健一郎委員 では次の質問に進めます。先ほど市民活動センターの定義をおっしゃいました。公益活動、公益が必要だということなんですけれども、これとか、あと、地縁型コミュニティーに関する市民活動は地域交流センターに任せて、志縁型コミュニティーに関する活動は市民活動センターが負うとかがありましたが、この毎回の申請に対しての判断はどなたがなさるのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地縁型コミュニティーと志縁型コミュニティーを明確に分けるつもりはありません。こちらが市民活動センターそしてこちらが地域交流センターとして、きちんとした線引きをするつもりも予定もございません。それぞれ相談に来た団体、市民活動される方々に対して行うものであります。主に地縁型コミュニティーは地域交

流センター、志縁型コミュニティーは主に志縁型コミュニティーを支援するという位置づけということで御理解いただければと思います。以上です。

森山喜久委員 指定管理者制度自体は、先ほど言われたように民間能力活用しつつ、市民サービスの向上を図るというのと、経費の削減を図るという2点だと思っています。その中で、民間ノウハウを導入するという部分は、これに適応していると思うんですが、経費については相違がないという説明でした。具体的に令和4年度でどれぐらいの実績だったのか教えてくださいませんか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず令和4年度の実績につきましては、この市民活動センターを単独施設として運営しておりませんので、実績はございません。以上です。

森山喜久副委員長 市民活動センターとしてではなく、市民活動支援センターの実績でもいいんで教えてくださいませんか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市民活動支援センターは、私も含めて市民活動推進課が兼務として行っているものなので、実際の費用等についての実績はありません。なかなか分けて出しにくい部分がありますので、比較が非常に困難と思っております。

森山喜久副委員長 算出根拠があると思うんですよね。事務費にしても活動費にしても、需用費にしても、その中で、令和4年度の実績で、今まで市として、市民活動の支援センターの活動で、どのような行動を行って支出をしてきたのか、そのトータルははじき出していると思うんですよね。それを教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 繰り返しになりますが、この市民活動支

援センターは個別に行っていないもので、算出は困難と思っております。ちなみにですが、この資料6の算出根拠で、おおむね同じぐらいであろうと御回答申し上げた根拠といたしますか、理由でございますけれども、まず資料6の需用費以下については、これは市が行っても、当然これ程度の金額がかかるであろうという点、そして人件費につきましては、市の職員を配置した場合においてと想定しながら対応しております。具体的に申し上げますと、施設長につきましては、課長補佐級、そして副施設長については係長級、そしてコミュニケーターについては若手職員級の給料表を用いて算出をしているところでございます。実際のところは、市が直営した場合において、人事異動等でどのようなことになるかわかりませんが、市の職員の給与体系を基に算出したものであることから、おおむね同等のものであると回答させていただいたところでございます。以上です。

笹木慶之委員 実はこの事業計画について、少しお話をさせていただきます。お手元の資料を頂いているわけですが、例えば、利用者対応サービス向上についてという項目、それ以外にもありますが、この調査の方法論について私が聞くのは、これを事業主がするんじゃなく、いわゆる、指定管理者の立場ではなく、市の立場として話をするわけです。例えば、このアンケート等の利用者の意見や要望を把握する方法と、それからその対応方法についてという質問があるんですが、この辺りはどのような説明をしておられますか。例えば、対応方法という項目も実は書いてあるわけですが、この中で例えば、記録は全スタッフで回覧し速やかに改善策を徹底するとともに運営に活用しますと、それからまた、その次、省略しますが、定期的に報告します。さらに、内容によって、登録団体へも報告しますという、いわゆる、総論的なことを書いてありますが、それについての市の対応力というのはどのようにお考えですか。これ事業計画が書いてありますよね。事業計画の取扱いについて、いわゆる市はどのように考えているのかということを知りたいわけです。（発言する者あり）質問とお答えが食い違ったようですから一応省略します。閉じて

おきます。

岡山明委員 基本的な部分を教えていただこうと思ったんですけど、今回の第 85 号は、市民活動センターの指定管理者の指定についてという議案ですよね。今回、L A B V という大きい施設の状況があるもんですから、市民活動センター以外にも、公園通出張所、あと福祉センター、寮とかがあるんですよ。今回はあくまでも、活動センターの指定管理という部分的なものということよろしいですか。

工藤企画課長兼 P P P / P F I 推進室長 岡山委員のおっしゃるとおり、このたびの議案は、L A B V 施設内に入居する市民活動センターに関する指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。他の出張所等は関係ございません。

岡山明委員 今回、L A B V という施設自体が大きいですよ。山口銀行や寮もあります。あと公園通出張所、福祉センター、いろいろ入る一つの建物という状況の中で、市民活動センターの指定管理という状況にあると。この L A B V と、もう一つ、合同会社とのそういう関わり合いというのがよく見えないんです。L A B V に関しての支援センターとの関係、あと、合同会社との L A B V との絡みというのはどうなっているのか、その辺聞きたいんですけどね。

伊場勇委員長 指定管理の関わりというか、その L A B V の中の市民活動センターの位置づけというか、そういったことを聞かれないんですか。

岡山明委員 L A B V と合同会社、その辺がどういう状況になっているのかと。指定管理者と合同会社との絡み合いというか、それが今回、一つの建物と状況が違いますよね。いろいろな企業体は何社も入るとか、企業体っていったらおかしいけど、そういう中で、指定管理が合同会社とどういう関わりを今後進めていくかという、その方向性、合同会社と L A B V

の関係もしっかり取れた状況の中で、指定管理を進めますという話を聞きたいんですけどね。

古川副市長 LABVという手法を使って、元の商工センターを解体し、新たな施設を造ると。それを運営管理するのが合同会社ということでございます。その中に、市の出張所、商工会議所、銀行、また、福祉センター、このような市民活動センター、さらには、山口東京理科大学の学生寮がテナントとして入るということ。その中の一つとして、この市民活動センターが市の施設として入ると。市民活動センターを運営するのに、今回指定管理者で、アクティオ株式会社をお願いをするという今回の議案でございます。ですから、今後、合同会社との関わりというのは、やはり、一つの建物の中に入る一つの団体として、当然、横との関係、また合同会社との関係もあると思います。そこに新しくできるLABVでできる建物の中に入る一つの団体として、横との連携も図りますし、指定管理ですから、市との関係は特に密になると思います。合同会社との関係も密になって、活性化についても、この市民活動センターは一翼を担うということで、当然、合同会社等々の連携も取るようにしていく必要があります。今回可決されましたら、市からそのような話をしていくようになるかと思っています。

大井淳一郎委員 審査項目の中に、LABV事業による新施設に入居する関係団体等との連携協働業務というのが項目に入っているんですよね。先ほど副市長等が述べられたことにもあったんですけれども、この項目が入っている理由ですね。一体この市民活動センターが、LABVに入居する団体とどのような形で、中間支援と書いていますけれども、そういった項目が入った理由ですね。それからアクティオ株式会社からこういった提案があったか、ここで、A社と差があったのではないかと推察するところもあるのでお聞きします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず審査項目といたしましては、このL

A B Vとの取組について、4番の市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な団体との相互の連携及び協創の促進という項目がございます。この項目をL A B Vという一つの拠点といいますか、そこに特化した内容が、ここの審査項目となります。アクティオ株式会社からの提案内容につきましては、資料5の18ページに提案を頂いております。以上です。

大井淳一郎委員 差し支えなければ提案内容を教えてもらえますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 今回の18ページの⑤L A B V事業による新施設に入居する関係団体と市民活動等をつなぐ取組についてという内容と、⑥のL A B V事業による新設入居する関係団体及び山陽小野田L A B Vプロジェクト合同会社等との連携協働した取組についてという内容でございます。ここに記載してある以上のものについては、実際、ヒアリングといいますか、プレゼンテーションのときには詳細な説明がございましたが、今回議会に提出をさせていただくに当たって、企業として公開できないノウハウ等が含まれているということで、概要版を出させていただいております。ついては、これ以上の内容の説明は控えさせていただきますので御容赦ください。以上です。

白井健一郎委員 副市長にお伺いします。先ほどのお答えのところで疑問に思ったんです。例えば、山口銀行が入りますよね。山口銀行は合同会社とその場所の賃貸借契約をするわけですね。市は関係ないんですね。

古川副市長 あくまでも、合同会社と山口銀行が契約しておられます。

大井淳一郎委員 先ほど御回答の中で、この審査項目の中でL A B V事業の関係の項目をあえて入れた理由を教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 L A B V事業による新施設に入るという

ところを、特色をしっかりと生かしていくというところを出していくために、あえてここで特化した質問項目を挙げさせていただいております。以上です。

大井淳一郎委員　ですからL A B V事業に入る団体の一つにとどまらないんだということを説明していただきたいんですよ。あえてこの項目を入れた——アクティオ株式会社から提案があったと思うんですが、A社からもあったと思うんです。なぜこれを項目に入れたということも関連してお願いします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　あくまでこの市民活動センターはL A B Vの施設に入る一つの事業所といいますか、機能でございます。ただ、これは市民活動センターだけではなくて、他に入居する機能も全てそうだろうと思うんですけれども、L A B Vの施設に入る以上は、お互いに連携しながら、にぎわいの創出をしていこうという、L A B V事業そのものの目的というところになりますので、それを理解してもらおうということと、積極的にその中に入ってもらおうという思いも含めまして、ここで取り上げたというところでございます。以上です。

伊場勇委員長　今の回答で答えになっていますか。大丈夫ですか。

大井淳一郎委員　市民活動センターの位置づけになると本論から外れてしまうんで、あまりできないところもあるんですが、なぜこのL A B V事業の項目を審査項目に入れたかということが、やっぱりポイントだと思うんです。ここで差があったのではないかと思ったので質問したんですよ。だから、このL A B V事業の項目、その中でアクティオ株式会社というか、市民活動センターがこのL A B V事業の施設の中に入るだけでなく、市民活動センターが中間支援として、どのように発展的になっていくかということですよ。そこをもう一度明確にさせていただくことがこの審査になるのかなと思って質問させていただきました。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 条例のときにも説明させていただいたと思うんですけども、LABV事業は産・金・学・公の連携というところをうたっております。この中に産・金・学・公に民、要は市民も一緒になって、ここのにぎわいの創出をしていこうという狙いでございます。については、この民のところを、LABVにつなげていくための中間支援機能として市民活動センターが役割を担っていくことができればと考えております。

白井健一郎委員 私も、今回のこの議案第85号に関して、あまり細かい質問をするつもりはありません。枝葉を切って、大きな枠だけ、大きな幹だけ聞きたいと思っています。選定基準表は、たしかに10項目ぐらいありましたけれども、その中の4ですね。やっぱり50点満点ですから、4はかなり大きなウエートを占めると考えております。先ほど、ほかの委員からも質問がありましたけれども、私からも疑問に感じたところを質問します。まず4の③です。市民活動に関する人材の発掘及び市民活動への誘導についてとありますけれども、これはどのようなことをイメージして言っているのか疑問に感じるので質問させていただきます。

伊場勇委員長 資料のところは分かりますか。市民活動に関する人材の発掘及び市民活動への誘導について説明をお願いします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これは市民活動に関心を持たれる人が、まだまだ眠っているといいますか、いらっしゃるところをしっかりと発掘をしていこう、そして、それを実際に市民活動につなげていく御支援をしようというところでございます。以上です。

白井健一郎委員 そうですね。やっぱりこの市民活動センターが単なる貸部屋とか貸館業務ではなくて、やっぱり公益性を持たせた一定の方向性を、やっぱり市の側からも提示していくということだと思います。次に、4

の④になりますけれども、市民活動に関する学習機会の提供の取組についてとありますけれども、これは具体的にはどういうことをイメージしたらよろしいのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これはまたそれぞれ、それぞれといただきますが、この今回指定管理の候補者から提案がありました。私が想定しておりましたのは、市民活動に関する学習機会の提供でありますので、そもそも市民活動を行うための有益性といいますか、すばらしいところ、そういったところはもちろんでございますが、ある程度テーマを絞って研修機会の提供をしていく。具体的に言いますと、例えばですけど、高齢者支援をやっていこうということであればこういったものがあるのか、こういった活動ができますよとかそういった研修の機会の提供も、その中にあるかと思っています。また、団体活動を進めていくためにはどのような知識が要るのかというところも、研修機会の提供ができればと考えております。以上です。

白井健一郎委員 市民活動センターに貸部屋が五つか六つぐらいあります。利用の想定といたしますか、何パーセントぐらい埋まることを想定なさっているのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 ここはなかなか想定しにくい部分ではありますが、今現在、私どもが考えておりますのが、本市で一番稼働率の高い厚狭地域交流センターが約20%でございます。それを目指していきたいと思っておりますので、20%として考えております。以上です。

白井健一郎委員 お答えありがとうございます。次のページに行きまして、4の⑦なんですけれども、市民活動団体の相互の連携協働についてですけれども、これ相互の連携協働を具体的な指定管理をされたアクティオ株式会社が主導権を握っているということをイメージすればよろしいのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この指定管理者が様々な市民活動団体、
いろんなジャンルの団体があると思います。いろんな目的を持った団体
でいらっしやいます。その交流、連携をする中で、また同時に活動で
きるものということがありますたら、そういったものを見つけながら取
組を進めていくというものになります。以上です。

白井健一郎委員 次に4の⑨ですけれども、先ほど、L A B Vの話が出ました
が、それは別に避けますけれども、新施設に入居する関係団体は、確か
つい最近のある地方紙によりますと、一階の、ある一室において新規に
入ってくださる企業といいますか、団体を見つけて、できれば飲食店を
望むという話もありました。ほかにも山口銀行や社会福祉協議会などが
入るとなっておりますけれども、そういう団体と市民活動団体を結びつ
けると、ちょっと想像が難しいんですけれども、例えばどういうこと
でしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市民活動センターがL A B V事業で建設
する施設に入る入居者と結びつけるということではなくて、L A B V事
業の新施設に入る入居者と市民をつないでいくというところが、この4
の⑨となります。ちなみに、4の⑩は似たようなニュアンスの審査項目
になりますけれども、L A B Vに入居する関係団体といろいろ一緒に話
し合いながら、市民活動センターと一緒に話し合いながら、このL A B
V事業による、にぎわいの創出の実現に向けた取組ができるようなこと
を考えていくという審査項目となります。以上です。

大井淳一郎委員 これは、以前民生福祉常任委員会でも審査いたしました。福
祉センターの絡みで、福祉センターは今の社協に出入りしている福祉団
体等の関係はどうなるのかということで質問させていただいた経緯があ
ります。今後は、市民活動センターが窓口となって福祉団体との連携を
取ると。いや、連携というか、窓口となっていくけど、柔軟な対応をす

るという答弁だったと思うんです。これについてはアクティオ株式会社からも福祉団体との連携について提案がありました。これは今後どうなりますかね。福祉団体も「志」の志縁型コミュニティーに位置づけるんですかね。今後その福祉団体、今の中央福祉センターに出入りしている福祉団体との関係についてお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず、この福祉関係団体との連携についてとして、資料の４の仕様書の６ページの（４）の⑦、福祉ボランティア推進機関、これは代表的なものは市社会福祉協議会になろうかと思っています。ここの連携をこの仕様の中に入れております。ついては、この市民活動センターが、この福祉ボランティア推進関係機関と連携していくということになりますので、当然、福祉関係のボランティア団体との連携というところは、必然的に業務として入ってくるということになろうかと思えますし、市民活動団体としても、先ほど委員がおっしゃったように、志縁型コミュニティーとして、直接的な支援をやっていくこととして考えております。以上です。

伊場勇委員長 そのほか質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑はないようなので質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第８５号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。それではここで休憩を取ります。２時２０分まで休憩を取ります。

午後２時５分 休憩

伊場勇委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。続いての議案は、議案第 8 6 号山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定についてです。執行部からの説明を求めます。

原田文化スポーツ推進課長 文化スポーツ推進課より、議案第 8 6 号山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について御説明します。本議案は、公の施設であります山陽小野田市きららガラス未来館の管理、運営について、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 5 年間、指定管理者を小野田ガラス株式会社に指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。それでは、お手元にお配りしております資料の主な部分について御説明させていただきます。恐れ入りますが、順番は前後しますが、山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について、資料 4 の「指定管理業務仕様書」をお開きください。山陽小野田市きららガラス未来館指定管理業務仕様書 3 ページ、2、事業目的についてですが、きららガラス未来館は生涯学習施設として子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、様々なガラス体験や講座、イベントなどを通して、本市にガラス文化を定着させ、また、全国へ本市の取り組むガラス文化を発信することとしております。このたびの仕様書で変更した主なものとしましては、仕様書 8 ページ、業務概要のうち、（4）誘客促進・周辺施設連携事業に関する業務と（5）自主事業の項目を新たに追加したこと、仕様書 1 0 ページ、（1 1）セルフモニタリングの実施、仕様書 1 4 ページ、1 3、管理業務に関する費用及び危険負担の範囲のうち、（2）指定管理者が負担する範囲、②施設及び設備の補修金額を 1 件 2 0 万円、年間 1 0 0 万円以内に拡充したこと、仕様書別紙 1 の裏面、きららガラス未来館体験料の改定及びアシスタント料の設定が挙げられますが、その他におおむね変更はございません。次に、資料 3 の「指定管理者募集要項」をお開きください。山陽小野田市きららガラス未来館指

定管理者募集要項 2 ページ、応募資格を規定しておりますが、当該施設は平成 20 年度に指定管理者制度を導入して以来、小野田ガラス株式会社が保有する高度な知識、優れたノウハウ、確かな実績により管理、運営を行ってきたことから、このたびについても単独指定を採用しております。なお、申請書の提出期間は、10 月 16 日から 11 月 7 日までの約 3 週間としたところです。これに従い、小野田ガラス株式会社から資料 5 の「事業計画書」が提出されましたので、11 月 20 日に当該事業計画書等を基にプレゼンテーション及び質疑応答を行う指定管理者選定委員会を開催しました。この選定委員会では、規定に基づき、市職員 4 名、公募委員 2 名の計 6 名に、あらかじめ協議いただいた資料 2 の「選定委員会審査基準表」に従い事務局審査を含め、計 20 項目に対し、各項目で 1 点から 5 点までの 3 段階の配点を各委員が行い、1 委員当たり 100 点満点で審査をしていただいております。それでは、資料 1 の「選定委員会審査集計表」を御覧ください。各審査員の合計点は、50 点から 58 点までが付され、6 名の平均点は 53 点で、分散値はなく補正後の平均点も 53 点となりました。なお、当該選定委員会では、事前に協議の上、当該平均点が 50 点以上あれば、申請者を指定管理者候補者として決定することとしておりましたので申し添えます。これを受けて、市といたしましては、きららガラス未来館の設置目的や資料 6 の「指定管理者評価表」にあるとおり、過年度分の実績等を鑑みる中で、小野田ガラス株式会社を指定管理者候補者とするとし、このたびの議案提出に至りました。最後に、資料 7 の「指定管理料比較・増減表」を御覧ください。令和 6 年度からの指定管理料についてですが、消費税及び地方消費税を除いた額として、上限額を単年度当たり 3,755 万円、指定管理期間である 5 年間で 1 億 8,775 万円を上限額としております。これは、支出内訳中、昨今の物価高を反映するとともに、人件費と委託料の見直しを行うことで算出した支出額から直近実績を反映させた利用料金収入を差し引いた額で、前回の指定管理料と比べ、単年度当たり 759 万円の増額をしております。また、当該選定委員会の議事録も追加資料として提出させていただいております。なお、指定管理料につきま

しては、12月議会の中で債務負担行為の設定を予定しております。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

大井淳一郎委員 このたび、単独指定ということですが、単独指定は、回数で2回ぐらいの制限があったと思うんですが、この施設において、単独指定の制限があるのかを確認したいと思います。

原田文化スポーツ推進課長 現在、指定管理に関するマニュアルにおきまして、単独指定の上限回数は撤廃されましたので、特段制限はありません。

伊場勇委員長 撤廃されたということです。

大井淳一郎委員 竜王山オートキャンプ場は、2回という答弁だったと思うんですが、それとの整合性を確認します。

原田文化スポーツ推進課長 改定前の指定管理のマニュアルでは2回との規定がありましたが、現在のマニュアルにおいては撤廃されております。

大井淳一郎委員 それはオートキャンプ場も含めて、全施設が撤廃という理解でいいですね。

原田文化スポーツ推進課長 そのとおりです。

大井淳一郎委員 取りあえず、よその委員会のことは置いておいて、単独指定ではあるけれども、このように審査を受けて、50点以上あればオーケーと理解しました。これを見ますと、50点あれば大丈夫ですということですが、50点とは半分ですよ。それで大丈夫なのかということも

あるので、この５０点の根拠を教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 平均点の結果は５３点で、先ほど説明させていただいたとおりです。他の施設も含めてですけれども、このたびの審査基準表におきまして、他の施設も含めて審査の基準を見直しております。一つは、先ほど説明で申し上げたとおり、各項目３段階で審査しております。いわゆる中間点の３点を付すところに関しては、評価の基準を仕様書の指定どおり、基準を軒並み満たすものであれば３点を付すこととしております。その上の段階、５点を評価するところは、内容がさらに優れており、仕様書の基準を上回るものであれば５点を付するとしておりましたので、いわゆる、各項目３点、つまり６０点を取れば、評価としては、仕様書の基準を軒並み満たしているといったところです。ただ、委員の御指摘のとおり、このたびは５３点ということで評価の内容を分析しております。これに関しては、今のところ提案のあったものの採点結果が５３点と認識しておりますので、いわゆる仕様書の基準を満たしていないというか、若干疑義があると委員の皆様が判定されたところについては、この議会の後、候補者として示されましたら、実際に来年の４月から運営に当たる前に、私どもと協議をさせていただいて、市の求める最低の要求水準を満たしていただくような形を取って協定を結びたいと思っております。

大井淳一郎委員 取りあえず、最後にしますが、前回の審査集計表は５０点満点でした。今回は１００点満点になっています。先ほど課長から説明あった項目が増えたことも原因だとは思いますが、この満点が変わった理由についてお答えください。

工藤企画課長兼ＰＰＰ／ＰＦＩ推進室長 こちらにつきましては、マニュアルを見直す中で満点を５０点から１００点に変えたところです。５０点満点時に、１から３点の採点の方法を取っておりましたが、項目によりましては、市で審査項目上、重視する観点について、より分かりやすくと

いいですか、採点結果として表れるよう、各項目についての上限値を5点満点に変えたところです。項目ごとの点数が上がったこともありまして、合計の点数についても100点満点での整理としました。先ほど、原田から50点のことがありましたけれども、審査基準の50点も、マニュアルにて、満点の過半得点である50点以上のものを選定委員会としての決定に値する候補者だという整理にしているところです。

大井淳一郎委員 原田課長が言われたのは、及第点の3点を全部合わせれば60点だから、そことの差ですよ。だから50点を正当化するようなのはどうかなと思うんです。そこはやっぱり60点じゃないんですか。この団体がどうこうと言っているんじゃないですよ。そこを見直すべきではないかと思うんですが、いかがですか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 現状のマニュアル上は、基準を50点に置いているということで補足説明をさせていただきました。今おっしゃられた観点につきましては、採点の基準自体をどう置くかという辺りにも関わってこようと思いますので、運用等も含めて、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

白井健一郎委員 基本的なことをお伺いしますけれども、審査基準というのは事前に応募者には伝えているのでしょうか。それとも、応募した後に審査するときに、基準表を応募者に渡すのでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 審査の基準の視点につきましては大項目、今回で言えば6項目あり、事前の資料3、募集要項に視点を掲載しております。ですので、応募者は当然これを理解されて、応募されるということです。なお、細かい小項目につきましては非公表となっております。

森山喜久副委員長 マニュアルについて確認したいんですけど、いつ改定した

んですか。

伊場勇委員長 いつ改定したのか。この２年という縛りがあって、それを撤廃した時期等についてです。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 段階的に随時必要な見直しを行っておるところですけども、直近におきましては、令和４年１０月に改定したものが最新のものとなっております。

森山喜久副委員長 もともと最大２回という縛りがありました。単独指定の継続は最大２回までとするという縛りを撤廃した時期と、なぜ撤廃したのかを教えてください。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 単独指定の撤廃につきましては、令和３年９月に行っております。これにつきましては、相応の知見を有する団体を求めるに当たりまして、回数で制限する必要があるのかといった観点から、そこを任すに値するだけの能力を持っておる団体に継続して任せられる体制を取ろうということでの改正だったと御理解いただければと思います。

森山喜久副委員長 ただ、もともとはサービスの質を維持して、さらに高めていくために、競争環境の保持が不可欠ということで、単独指定においての継続は最大２回までとするという考えだったと思うんです。その辺はどうなんでしょうか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 おっしゃられる観点もあろうかとは思いますが、単独指定に当たりましては、サービスが維持されているかどうかにつきましては、毎年、市でモニタリングも行っておりまして、その上で、各年度において、こういった市民サービスの向上が行われたのかなどの指定管理者の実績を確認しておりますので、その辺り

をもって市民サービスという観点での担保が取れておるものと考えております。

森山喜久副委員長 少し視点を変えます。もともとは50点だったが、このたび100点になりました。さららガラス未来館の関係だけでいいんですけど、50点のときの及第点は何点だったんですか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 50点の半分の25点でした。

森山喜久副委員長 このたび100点満点の部分は、1、3、5の1種類だけだったんですが、50点のときも、1、3、5ですか、それとも1、2、3も併用した点数配分だったんでしょうか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 50点満点の際には満点が3点まででした。1、2、3、また、項目によっては3点未満で、満点が3点より上という項目はありませんでした。

森山喜久副委員長 ならば、そのときも中間点を取れば25点を超した可能性もあったということですかね。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 その際の中間点の設定と設問数等について、施設ごとに異なっておったと思いますので、現状お答えできません。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はありますか。このたび単独指定を2回までとすることを撤廃して——そもそも指定管理者を指定する上で、まずは公募という前提があるかと思うんですけど、その認識は間違っていないですか。総務省からも通達があると思うんですけど、その辺の解釈はどうされていますか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 おっしゃられるとおり、まずは広く公募するというのが第一義で入ってこようかと思います。その上で、場合を限定して単独指定ができるという規定をもって運用しておるといった状況です。

森山喜久副委員長 今回単独指定した理由の説明を再度お願いします。

原田文化スポーツ推進課長 先ほど説明させていただきましたが、小野田ガラス株式会社が保有する高度な知識、優れたノウハウ、確かな実績により、単独指定したところです。先ほど説明がありましたが、マニュアルには、相当な専門的知識、経験等を有し、当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められるとき、といった文言がありますので、これに該当しておるものと判断して、担当課としましては単独指定したところです。

森山喜久副委員長 ただ、今回で言えば、たしかに小野田ガラスという法人名は一緒なんですけど、内実は違いますよね。その辺はどう理解されていますか。

原田文化スポーツ推進課長 それは、9月に入って小野田ガラス株式会社の親会社が代わられたということを指しておられるのかと思います。親会社が代わられたことは、市として9月11日時点で把握しました。単独指定については、事前に行革プロジェクトにおいて、7月に単独指定で行いたい旨を説明させていただいておりましたが、再度、募集前に当たりまして、この条件を親会社が代わられたことということを、再度お諮りさせていただいたところではあります。実際に提出された職員の方の構成、現在きららガラス未来館におられるガラス作家の方々に関しては、おおむね変更がなかったこと、3月まで現体制が維持されること等を鑑みたくて、再度、先ほど申しましたように小野田ガラスの高度な知識や優れたノウハウ、実績等が変わるものではないと判断したところです。

森山喜久副委員長　今回、追加資料で出していただいた会議録の6ページで、組織図の関係で変更になったというのがあって、これは推測の域なんで、実際にはどうか分かりませんが、メインで今までやられていた方が外れたのではないかと推測できるんですが、その辺はどうでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　一部、たしかに、来年の4月から始められる予定ということでお伺いをしておるところはあります。ただ、大概のメンバーの方が残っておられること、1名の方が外れることは承知しております。ほかのメンバーについては、今のところ継続でやられるということをもちまして、審議させていただいたところです。

森山喜久副委員長　たしかに、この間でいえば、小野田ガラスが主体的にやってこられたというのはあるんですけど、小野田ガラスも、技術とか運営指導、専任講師は、二つの会社に委託されていますよね。そこで言えば、市内のところでも、小野田ガラスにこだわらなくても、公募したら複数社の応募の可能性もあったわけじゃないですか。その辺はどうお考えでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　ただ、きららガラス未来館の設置目的を考えたときに、現在は小野田ガラスを単独指定したほうが無難であるという判断に至ったところです。これに関しては、公募をした場合には、たしかに何社か応募があるかもしれませんが、今回は単独指定にしたところです。

森山喜久副委員長　今回、会議録を確認しても、要は市と協議したいという発言が多かったんですよね。結局、自分たちが主体的にしてやっていく、よりよいものにしていく、市民サービスを向上させていく、そういったところが本当にその状況の中で考えられたのかどうなのか、その辺はどうなのかなと思ったのが正直なところです。そういった中で、今回、本当に単独指定にしてよかったのか、そこを本当に疑問に思っていますが、

再度どうお考えであるか聞きます。

原田文化スポーツ推進課長 これにつきましては、先ほど、提出された内容について、審査されたところの疑問点としまして、提案された内容は、現在やられておられる体験活動であったり、プラスしてやっていきたいという提案だったについては、内容はよかったと思っております。ただ、これに伴う予算の根拠であるとか、指定管理とそのほかの業務が混在している説明があったことから、若干、審査員の方の中で点数が低かったところはあったと認識しております。これに関しては、市として、きららガラス未来館の運営に関して、まずは、やっていただきたいことを整理した上で、それをしっかりやっていただいた上で、プラスアルファで提言のあったことに関しては、実際、指定管理料の中でできるのか、それとも市と一緒にやっていくのかというところを整理させていただき、様子を見たいと思っておりますので、これに関しては、このたびは単独指定で問題なかったと認識しております。

松尾数則委員 組織図を見てみますと、かなり有力な方が1人いなくなっている。きららガラス未来館の今後について、例えば、この人がいなくても大丈夫なのかが少し気になっているところですが、それは当然頭の中に入れていらっしゃるわけですね。

原田文化スポーツ推進課長 その認識はしております。今のところ、きららガラス未来館の運営については、あくまでも問題ないと認識しております。

松尾数則委員 この人が辞められたときに、それ以外の人も、続いて辞めるんじゃないかということが一番心配しているんですが、それは無駄な心配ですか。

原田文化スポーツ推進課長 今のところは、提出された資料にあるとおり、皆さん残られると認識しております。

伊場勇委員長 先ほど、松尾委員が言われた方は認識しています。というのが5年前のこの指定管理の資料に載っていて、このたび、その方が外れている。その方は、ガラス未来館の顔と言ってもいいような方でしたし、技術は相当高い方だと認識しております。今から、きららガラス未来館の行く末がどうなるのかも非常に心配しているところです。ガラス製品を量産して売るところじゃないですよね。総合計画にもありますけど、芸術文化を定着させて、市民の認知度を高めて、シビックプライドをつなげていこうということは、それなりの専門性のある方は本当に大切にしなければいけない。しかも、今までのことも踏まえて、今からの未来館の進め方や、大事にしていかなきゃいけないC L A S S G L A S Sの精度をもっと高めていくために必要なものと思っています。その中で今回単独指定して、その中身が一緒ならともかく、ともかくとってはいけませんけど、そうではないというところは答弁でもありました。その点については、指定したところと今から協議していくんですか、検討していくんですか。そういうところが結構多かったように見えますが、それも今までの進め方と、大きく変わることはないんですか。しっかりできるんですか。その辺どうですか。

原田文化スポーツ推進課長 きららガラス未来館の運営としては大きく変わるものはないと考えております。提案の中にも、今までしておられた事業を継続してやられると書かれていますし、これに関しては裏づけがあると感じておりますので、問題ないと認識しております。ただ、委員長が言われたとおり、本市のガラスの文化の発信施策として大きな3本柱は、きららガラス未来館と現代ガラス展の開催、新たなガラスアートブランドC L A S S G L A S Sとっておきまして、今おっしゃられた、きららガラス未来館の運営に関しては、小野田ガラスが単独指定で行いましたが、現代ガラス展の開催及びC L A S S G L A S Sの運営についてはまた別物と認識しておりますので、連携させていきますことを御理解いただければと思います。

白井健一郎委員 委員長が言われたように、CLASSGLASSというブランド、時間と労力を使う時間と費用を使ってつくり上げたものですが、やっぱりこれは、きららガラス未来館にも影響があるといえますか、いい意味で、そのブランド力も高め、きららガラス未来館もそれに引き上げられる形で、まさに市民の宝物というか市民が大切にできるものになっていくと考えるのが自然の流れと思うんですが、どうでしょうか。今の答弁は少し納得いきませんでした。

伊場勇委員長 そのほか質疑はありますか。(発言する者あり)今のところについて、もう一度質問していただけますか。

白井健一郎委員 CLASSGLASSというブランドを、一定の時間とお金をかけてつくり上げて、それが、きららガラス未来館とは直接つながりがないというのはどうなのかなと思うところなんですけれども、どうでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 つながりがないと申しておりません。それぞれが連携すると申させていただいたところと、このたびの審査基準を見ていただければと思うんですが、審査基準表の1項目目の②に関して、市が推進するガラス文化の取組・理解について、あえて審査を追加したところと、また、仕様書においても、市の取り組んでおる現代ガラス展とCLASSGLASSの絡みについても、このたび本来きららガラス未来館の運営について募集しておるところなんです、これらも当然影響してくるといったところで提案を頂いておりますし、事業者の提案についても、この辺りを書かれておりますので、決して連動していないと思っております。

大井淳一郎委員 審査集計表を見ますと、5番に当たる施設の管理運営に係る経費の内容で、15点満点中5点とか3点が多いです。審査基準表を見

ますと、恐らく3点ということは、施設の管理運営に関する経費の内容、収支計画の妥当性、指定管理料、効率的な運営がみんな1点だったかなと。あるいは、1点、1点、3点などで、ここは弱いと思うんです。一方では、経費削減について、指定管理を受けるほうが、経費についての問題が少しあったというところもあるかもしれませんが、その一方で、指定管理料の提示というか、指定管理料の算定があまりにも低いのではないかという見方もできると思うんですが、これはどのような意味ですか。低くなった理由と併せてお答えください。

原田文化スポーツ推進課長 採点につきましては、先ほど申されたところの収支計画の妥当性と指定管理料の項目で、採点が低かったところです。これにつきましては、収支計画の妥当性というところで、提案資料で申しますと、事業者から提出された資料5、事業計画書内の25ページ、26ページをお開きいただくと、事業者から提出された指定期間の収支計画が付いております。こちらを見ていただくと分かるんですが、令和6年度から令和10年度ということで、同じ収支計画が上がっております。これに関しては、他の施設等におきましては、この計画をやることによって1年ごとに指定管理料が伸びていったりとか、人件費に関しても定例的な昇給があるということで伸びていったりしておるものを出されることが多いですが、今回この事業者が出されたものは、この一点のみでして、こちらの質問に関しても期間を通して平均値を出させていただいたということはあったんですが、これらについて、前の事業計画書の内容と全てが一致するものではなかったという認識がありましたので、事務局審査として委員の皆様にお諮りした上で、1点を付したところです。また、指定管理料の1点につきましては、事業者が出しておられた金額が、本市が求める上限額ぎりぎりを出しておられましたので、これについては事前に協議させていただいた上で、1点をつけたところです。これにより、評価としては低かったものと認識しております。もう一点、算定が低かったのではないかという御指摘ですが、これについては、過年度分、現在小野田ガラスに運営をしていただいております毎年のモニタリ

ングから出る実績値を基に算定しておりまして、このたびで言えば人件費を見直させていただいたところと、相対的な高騰分、つまり電気料等の高騰分についても見直させていただいた、その主な例としましては、冒頭に説明させていただいた、きららガラス未来館体験料の改定も、事業者の提案を踏まえて更新したところですので、これらについてはある程度、見越した数値を出させていただいたところです。

森山喜久副委員長 審査集計表ですけど、先ほど、出さないと言われたような気もするんですけど、集計表でざっくりで何点というのではなくて、その項目で例えば1点を付された、3点を付された、5点を付されたというのを、私たちも見ることができれば、逆に4のところで言えば、3項目あるうちで3点しかなかったら、結局1点ずつしか配点されていないというのが分かるわけなんですよ。ただ、こういったところを審査員が気にしたのか、注意したのかを確認するためにも、その詳細な点数も分かったほうが、私たちも確認しやすいんですが、その辺今後検討はどうでしょうか。提出してもらえますか、それとも、提出が無理であれば、今後検討できるかどうか教えてもらえますか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 現行提出させていただいている資料が、指定管理者の指定の議案を議会で審査していただくに当たって、必要になる資料と思っておりますので、現在のところ、こちらからより詳細なものを資料として提出するという考えはありません。

森山喜久副委員長 その理由は何でしょうか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 現状、提出している資料で審査いただくのに足るものと考えているからです。

森山喜久副委員長 こちらは、それが必要だというわけなんですよ。前回は、先ほど示されませんでしたでしたが、結局、各会社の法人の定款とか役員名簿

とかも、前は出されていたが、今回は出されていないということで、資料がどんどん減っているわけなんですよ。その中で私たちも、このペーパーの中で判断しなくちゃいけない状況の中で、ペーパーが少なくなっている、そして詳細な部分が欲しいというところを求めているわけですよ。その辺で、回答はどうでしょうか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 現状、提出書類を変更するというのを、ここでお答えする考えはありません。

森山喜久副委員長 今も言いましたが、資料でも、前回5年前の資料であれば、法人の定款とか役員名簿といったものも含めて出されているわけなんですよ。過去2年間の決算の状況も出されている中で、このたびは出されていませんが、なぜ出されなかったのか、お答えいただけますか。

伊場勇委員長 分かりますか。前回出された、団体の概要書、役員名簿、定款、登記簿、市税の滞納があったかないかを証明するものが分かる書類などです。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 すみません、前回出ておったものが5年前との比較でこのたび出ていないことにつきまして、お答えする資料を持っておりませんので、また、確認の上、お答えさせていただこうと思っております。

伊場勇委員長 分かりました。それではここで休憩します。10分間休憩します。

午後3時 休憩

午後3時20分 再開

伊場勇委員長 休憩を解きまして、議案第 86 号について再開いたします。

工藤企画課長兼 PPP／PFI 推進室長 休憩前、森山委員から、二点ほど御質問を頂いておりました。審査の集計表に関することで大きな項目での集計表であるものについて細かな点数が提示できないかという点と、あと企業の定款や財務諸表が 5 年前は出ていたが、このたびは出ていない、という質問を頂いたところでございます。こちらの理由について問われましたので、それぞれを確認できる範囲で調べたところですが、いずれにしても、市として提出する資料の必要性という観点から、昔出しておった時期はございますが、現時点においては、定款等については出していないということ。それから審査項目については、以前から引き続き、大きな項目のもののみを御提出させていただいているという状況でございます。ただ、このたびの議会におきましては、既にもう審査を終えた委員会等もございますので、各委員会間のバランスということも考えますと、このたびについては、提出は御容赦願いたい。本日までに提出している資料での御審査をお願いしたいと考えているところでございます。申し訳ございません。

伊場勇委員長 資料については、一定の理解をいたします。そのほかについて委員会の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 これは、仮に議案が通った後の話になると思いますが、これは従来からやられているモニタリングをしていくと思います。それで今、先ほどから問題、話に出ている課題等についても整理されるものと思われませんが、まず、それは当たり前のことですが、ちゃんとされるのかについてまずお伺いしたいと思います。

原田文化スポーツ推進課長 言われるとおり協議をしてまいります。以上でございます。

大井淳一郎委員 このたびの項目で増えた、セルフモニタリングという項目があります。これも、あくまで推測にしかないところがあるんですが、恐らくここは弱かったのではないかと思います。セルフモニタリングというのは、最近、指定管理業者にも求められるところではあるんですが新しく指定予定のところもセルフモニタリングというのは、もし点数が低ければ、そういうものも求めていくというお考えでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 セルフモニタリングの規定につきましては、この当該施設のみだけではなくて、今回他所のところにも導入されたものと認識しておりまして、今までモニタリングを両者間でしておりまして、この会社だけがセルフモニタリングができていなかったというわけではございませんので、新たに明記したということで御理解いただければと思います。

大井淳一郎委員 私が言いたいのは、全体的にはもちろんそうなんですけれども、今この議案についてやっていますからこの議案について言いますけれども、セルフモニタリングというのは、もしできていなければ、そういうものも協議の中で求めていくということによろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 おっしゃるとおりでございます。セルフモニタリングの重要性を認識したことから明記したということでございます。

大井淳一郎委員 明記ではなくて、今後それを指定管理業者と協議する中で、セルフモニタリングもしてくださいねと、それをすることで、モニタリング自体が充実しますよねという話はされますよねということです。

原田文化スポーツ推進課長 そのとおりです。

森山喜久副委員長 資料の最後になりますが、指定管理料の算定についてところで、このたび人件費部分の支出のところが一番増えているのかなと

思っています。その辺、管理料は最終的にほとんどが人件費に賄われたという状況の説明をお願いします。

原田文化スポーツ推進課長 これは先ほど冒頭説明をさせていただきましたが、他施設と合わせる形で人件費の見直しを行った点と、こちらに比重がいておるのは、今現在の契約で、いわゆる取締役の方にお支払いしていたのを委託料でお支払いしていたところがありますので、これをいわゆる従業員、人件費に見直しをして、トータルのバランスで見たところこの金額になったといったところでございます。ですので、管理費のうち、光熱水費、昨今の光熱水費等の高騰も全て含んでおるといったところでございます。

森山喜久委員 この下にもありますが、業務委託料の業務委託費か、業務委託費の見直しによって減額したけれど、修繕費、物価高騰という部分はちゃんと賄えているという理解でよろしいですか。

原田文化スポーツ推進課長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 当初から、単独指定とかそういった部分でいろいろと疑義が生じたこともありますので、自由討議を求めます。

伊場勇委員長 今、自由討議をしたらどうかという御提案がございましたが、皆さん、御異議はありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは自由討議をしたいと思いますので、ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 3 0 分 休憩

午後 3 時 5 8 分 再開

伊場勇委員長　それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。先ほど、議案第86号について質疑をしておりましたが、自由討議をしたいという御意見ございましたので、今から自由討議をしたいと思います。この指定管理についての御意見を頂きます。

大井淳一郎委員　この議案で争点となりましたのは、この議案だけ単独指定の手法を取られたというところだと思っております。この小野田ガラス株式会社のこれまでの功績は当然、評価するところではございますが、それとは別に、競争原理を持たせるためには単独指定ありきではなくて、やはり、公募した上で結果的に一者になることもあるかもしれませんが、ほかの施設と同じようにやっていくことが必要だと思っております。その単独指定が、今回というか今後のこと、課題を考えれば、単独指定ありきではいけないよということを、何らかの議会意思を示す必要があるのではないかと思います。まず、これが一点です。

伊場勇委員長　公募ではなくて、単独で指定することについての御意見がございました。このことについて、ほかの委員からの御意見を頂きます。いかがでしょうか。

笹木慶之委員　手短に申し上げます。先ほど、大井委員から話がありましたように、やはり、公平公正に処理ができるような仕組みとなるよう制度を整理してもらいたいと思っております。

松尾数則委員　私は、以前から、基本的には笹木委員が言われるように、公募が前提だと思っております。どうしても単独という状況が生じるかもしれませんが、それでもやっぱり公募が前提だということは頭に置いていただいて、指定管理者を選定する形をつくってもらいたいなと思っております。

岡山明委員 私も、指定管理者制度についてやっぱり問題があるということで、その辺の形を見直ししていただければと思います。

白井健一郎委員 私も他の委員と同じように、本件において、単独指定という手段を取ったことについて、疑問に感じています。

森山喜久副委員長 やはりこちらの指定管理者制度については、公募がやっぱり大原則で、サービスの質、それを維持する、もしくはさらに高めていくためには、やっぱり競争環境、競争原理が働かないといけないと思っています。そういった維持のためにも、単独指定もありという形でなくて、公募をやはり原則としていただきたいと思います。そのことを今回、指定管理者制度全般について、やはりちゃんと議会として意思表示していく必要があるのかなと思います。

伊場勇委員長 意見が出ましたが、そのほかについて意見はございますか。

大井淳一郎委員 もう一つの問題といたしましては、審査集計表を出していただいております。大きく6項目あり、大項目についての点数については公表されておりますけれども、詳細な、実は10点満点の、例えば審査項目1であれば10点満点ではあり、審査項目1であれば詳細に二つの項目について分かれています。大項目のみでなく、小項目についての詳細な点数を出すことによって、透明性を図ることが必要ではないかと考えております。そうした改善を今後は求めていくことが議会意思としては必要ではないかと考えます。

伊場勇委員長 今資料について御意見がございました。皆様、御意見いかがですか。

森山喜久委員 私も同様に、審査集計表については、やはり詳細な点数の公表を求めていきたいと思います。それ以外に、先ほどの議論の中で、前回

付いていた資料が今回はついていないと。執行部の判断では要らないのかもしれないんですけど、こちらからすれば、やはり審査をする上で必要なものということで、指摘してきたものは出していただいて、それを基に審査ができるような形の体制を整えるべきだと思いますので、そちらのほうも求めていけたらと思います。

白井健一郎委員 選定委員会の審査基準の話ですけれども、単独指定なら選定基準が、その点数の配分、点数のつけ方とか、そういうことも変わり得ると思うんです。ですから、その単独指定を選ぶならば、この指定管理者の選定基準、あるいは審査の方法に関して、また別の配慮が必要になるのではないかと考えています。

笹木慶之委員 指定管理者の審査の基準については、先ほど申し上げたように、やはり客観的な審査がスムーズに的確に審査されるということを当然希望するということはおかしいですが、そのように思っています。したがって、いみじくも、主観的な要素が入らないように、いわゆる制度的なチェックを求めたいと思います。詳細についてはあえて申し上げませんが、それは具体的な制度として整備をしてもらえるように、ひとつ整えてもらいたいと思っております。

伊場勇委員長 そのほか、意見はよろしいでしょうか。資料のこと以外は、ほかにありませんか。

大井淳一郎委員 この議案だけに限らないことですが、例えば、単独指定の場合、冒頭ありました審査集計表は今回これです。恐らく公募して1者しか手を挙げなかった場合にも言えることだと思いますが、基準点が50点なんですよ。50点を超えたらというところがありました。ただ、担当課長の答弁によりますと、いわゆる及第点、普通というか、評価を合計したならば6割程度、60点ぐらいになるのではないかという答弁がありました。やはり、その基準点の在り方、50点で本当にいいのか

というのは、それは議会意思として改善を求めていくことが必要ではないかと思っております。これは私の意見ですが、以上です。その辺の改善を求めたいと思います。

伊場勇委員長 そのほか意見はございませんか。この議案のみにかかわらず、指定管理についての大事な点だということは、皆さん御承知のとおりだと思いますので、全体に関わる部分について、この指定管理について所管する、総務文教常任委員会がどうやって意思を示すかというのは、また次の機会に皆さんでまた協議して、話し合っていきたいなと思っております。自由討議は以上としますが、皆さんよろしいでしょうか。（「ありません」と発言する者あり）では、以上で自由討議を終わります。委員会審査に戻りたいと思います。１０分後に委員会を再開いたします。

午後４時７分 休憩

午後４時１５分 再開

伊場勇委員長 それでは、休憩を解きまして、委員会を再開いたします。議案第８６号について、まず、質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

白井健一郎委員 本議案８６号において、きららガラス未来館の指定管理者の指定において、まず一点目は、単独指定という手段を取られた点。次に、審査した結果ですけれども、細かい採点はありませんが、察するところ、１点を付けた委員が何人かおられる点です。その細かい項目についての１点というのがかなりあって、これは不合格と、その委員はその点についてみなしたと見られることもありまして、私はその点を考えまして、本議案に対して反対いたします。

伊場勇委員長 そのほか討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第８６号について、採決いたします。本件に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者多数）

伊場勇委員長 賛成多数により、本件は可決すべきものと決しました。以上で議案第８６号については審査を終了いたします。

大井淳一郎委員 この議案については採決が終わったわけですが、先ほどの自由討議の中で、やはり指定管理制度そのものにやはり問題点があると考えます。そこで、これはほかの委員会とも全体に関わることでございますが、私たちは、指定管理制度の制度設計をしている企画を所管して、担当しておりますので、全体的な何らかの議会意思を示す必要があると考えます。先ほどの自由討議を見ますと、この手法論については、また、この委員会の中で協議して、まとまるものがあれば示すほうが妥当ではないかと考えます。

伊場勇委員長 分かりました。それについてもまた委員会の中で話していきたいと思います。それでは、続いて次の議案に移りたいと思います。議案第８７号山陽小野田市体育施設の指定管理の指定について。担当課からの説明を求めます。

原田文化スポーツ推進課長 引き続き、議案第８７号山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。本議案は、公の施設であります山陽小野田市体育施設の管理運営について、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間、指定管理者を株式会社晃栄に指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。それでは、お手元にお配りしております資料の主な部分について、御説明させていただきます。順

番は前後して、大変恐れ入りますが、山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について、資料４の指定管理業務仕様書をお開きください。山陽小野田市体育施設指定管理業務仕様書２ページ、２、事業目的についてですが、体育施設は、競技スポーツ及び生涯スポーツ施設として、子供から大人まで幅広い世代を対象に、安全で快適な体育施設を提供することにより、スポーツの普及振興及び市民の心身の健全な発達を図ることを目的として設置していることから、体育施設の管理運営に指定管理者制度による民間活力を導入し、施設を効果的、効率的かつ適正に管理し、サービスの向上を図り、企画提案事業の実施により、市民の笑顔あふれる施設運営を行うことを期待するところです。なお、体育施設とは、仕様書３から４ページにある市民体育館、武道館、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場の１２か所の総称です。次に、このたびの仕様書で変更した主なものといたしましては、仕様書、７ページ、業務概要のうち、（１）施設設備の維持管理及び保守業務中施設及び設備、備品の修繕金額を１件３０万円、年間１５０万円以内に拡充したこと。仕様書８ページ、（４）企画提案事業を明記したこと。仕様書１０ページ、（１０）自動販売機の設置を明記したこと。仕様書１１ページ（１１）セルフモニタリングの実施を明記したこと。また、別添１、維持管理業務及び保守点検の基準を明確化したことが挙げられますが、その他につきましては、おおむね仕様の変更はございません。次に、資料３の指定管理者募集要項をお開きください。山陽小野田市体育施設指定管理者募集要項、１ページ、２、応募資格を規定しており、市内事業者を対象に、広報及び市ホームページ等で、９月１５日から１０月３１日までの約１か月半公募をしたところ、１事業者から応募がございました。資料５の事業計画書は、この株式会社晃栄から提出されたもので、１１月１３日に当該計画書等を基に、プレゼンテーション及び質疑応答を行う指定管理者選定委員会を開催しました。この選定委員会では、規定に基づき、市職員４名、学識経験者２名の計６名の委員に、あらかじめ協議いただいた資料２の選定委員会審査基準

表に従い、事務局審査を含め、計20項目に対し、各項目で1点から5点までの3段階の配点を各委員が行い、1委員当たり100点満点で審査をしていただいております。それでは、資料1の選定委員会審査集計表を御覧ください。各審査員の合計点は、60点から66点までが付され、6名の平均点は64.7点で、分散値はなく、補正後の平均点も64.7点となりました。なお、当該選定委員会では、事前に協議の上、当該平均点が50点以上あれば、申請者を指定管理者候補者として決定することとしておりました旨を申し添えます。これを受けまして、市といたしましては、体育施設の設置目的や、資料5の事業計画書を鑑みる中で、株式会社晃栄を指定管理者候補者とするとし、このたびの議案提出に至ったところです。なお、資料6の指定管理者評価表は、株式会社晃栄の過年度分の実績を評価したものでございます。最後に、資料7の指定管理料比較増減表を御覧ください。令和6年度からの指定管理料についてですが、消費税及び地方消費税を除いた額として、上限額を単年度当たり、5,020万5,000円。指定管理期間である5年間で2億5,102万5,000円としております。これは、支出内訳中人件費や管理費を見直す中で、昨今の物価高を背景にした光熱水費の高騰や修繕料を拡充したことで算出した支出額から、直近実績を反映させた使用料収入を差し引いた額で、前回の指定管理料と比べ、単年度当たり875万8,000円の増額をしております。また、当該選定委員会の議事録を追加資料として提出させていただいております。なお、指定管理料につきましては、12月議会の中で、債務負担行為の設定を予定しております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく願います。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 この選定委員会のことですが、ガラス未来館（後刻「市民活動センター」に訂正）の場合は専門性があるでしょうから学識経験者も

分かるんですが、この体育施設の指定管理においても学識経験者ですよね。選定委員の公募をしていないということなんですが、この理由を教えてください。それから学識経験者とはどういった人でしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 説明が漏れておりましたが、こちらは広報で公募委員も実は募集をしたところでございます。1名の募集をしたところ、こちらは応募がございませんでした。その結果、学識経験者2名を加えた6名での審査を行ったところでございます。なお、学識経験者につきましては、1人が市スポーツ協会から推薦された方、もう一方につきましては、山口東京理科大学から推薦いただいた方に依頼をしております。

大井淳一郎委員 きららガラス未来館と言いましたが、市民活動センターの間違いです。訂正させていただきます。それから、次ですけれども、今、このたび、企画提案の項目を入れたということなんですが、これを入れた理由それから、具体的に株式会社晃栄からどのような提案があったかについて、お願いします。

原田文化スポーツ推進課長 これにつきましては、以前から、株式会社晃栄には企画提案事業ということで取り組んでいただいたものもございしますが、もともと説明させていただきました当該施設におきまして、市民の方がより集まっていただけるような仕組みを提案いただきたいということで、具体的に明記したものです。このたびの株式会社晃栄から提出のあった資料でいきますと、資料5の8ページを御覧いただければと思います。

(5) 提案事業ということで、内容といたしましては、芝や草の刈取りの省力化、クレーコートのグラウンド真砂土補充、小野田野球場の黒土の入替え、各施設利用者による大掃除、各施設利用者との意見交換等が、このたびは挙がっておるところでございます。

大井淳一郎委員 審査項目の3番です。利用者対応サービス向上策等ということで、30点満点中、6割程度、中には5割を割っているところ

ろもあります。なかなか、評価の中身に関わることで、詳細は難しいかもしれませんが、こういった点が課題と考えているのか、そしてそれについて、モニタリングとかしていくと思うんですけども、どのように対応していくのかについてお答えください。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ推進係長　評価の観点につきましては、利用者サービスの向上等になっておりまして、配点的には、情報発信ですとか利用者の要望を聞くところというところも観点として入っております。その中で、今までどおりの提案というところであったということ、昨今では、SNS等の利用で利用者サービス等も向上している施設がございますので、その辺りの提案がなかったことということが、評価が低くなったと認識しております。

大井淳一郎委員　これは中身になってしまうので答えにくいかもしれませんが、よくこういった施設、体育施設等について、ネットで予約したほうが、利便性が高まるんじゃないかというニーズがあるんですが、その点について、具体的な提案はあったでしょうか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ推進係長　その辺りも仕様書には書いておるんですが、その辺りの提案はございませんでした。

伊場勇委員長　新しく自動販売機のことについても項目に入っていますが、体育施設で自動販売機があるところとないところとか、なかなか、電気代が払うのが大変で、指定管理を受けたところが、結構手出しでお金を出さなきゃいけないというところもあったかと思います。これは、使われる市民のサービスの向上に資するところだと思いますけど、その辺少し体制が変わったというところなんですか。それには予算を光熱費に出したっていうところ、そうじゃなくて必ず自販機を置くようにと、市から必ず、要は指令を出すというところなんですか。その辺についてはいかがでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 現在、何か所かもともとあった自動販売機が撤去されたことがございます。これに関しては、コロナ禍の影響等で、自動販売機が、今おっしゃったように、売れないということで、電気代が払えないという実情を聞いておりまして、本市といたしましては置いていただきたかったんですが、やむなく承認したところがございます。これを受けまして、これらの費用も含めて、このたび見直しを図りまして、やはりスポーツ施設には、少なくとも水分補給ができる自動販売機が必要と担当課といたしましては判断しましたので、これを明記したところでございます。

森山喜久副委員長 このたび、施設及び設備の修繕の関係で、1件30万円、年間150万円とされていますが、今まではどうだったのか教えてもらっていいですか。

原田文化スポーツ推進課長 現在は、1件当たり10万円の年間100万円までとしておりました。

森山喜久副委員長 今回、会議録を出していただいた中で、やはり、整備費含めて、要は、今回の指定管理料も結局足りないと、もっと増やしてほしいという率直な意見もあったと思いますし、利用者のためにやってあげたいという思いがあって、修繕費を超えて修繕している事例があるという話があったと思います。この辺聞かれた中で、この部分を変えられていたのか、その辺を教えてもらえますか。

原田文化スポーツ推進課長 毎年のモニタリングの中でも意見交換をしておりました。これらについて少し拡充をしようということで、このたび増やしていただいたところと、一つ、市の基準についても、監理室から修繕については30万円まで簡易な手続きで行えるよう規定がこのたび出ましたので、これに合わせて、迅速に、ある程度していただけたところは

拡充をしてやっていただこうと。また、過去の実績を見る中で、100万円なりを150万円にしたほうが、より効果的ではないかということで、年間当たり150万円までは迅速にさせていただこうというところで金額を設定したところでございます。

森山喜久副委員長　そこを踏まえて、今回の資料の最終ページ、指定管理料の算定に反映されているのかなと思いますが、実際、管理費、特に光熱水費の高騰分の増額と修繕料の増額に係ってくるんでしょうけど、実際これで足りるという計算なんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　試算値では、この上限額を上げれば切りがないので、ある程度のところを見たところと過年度の実績を全て見ておりますので、光熱水費の高騰分についても、この中に入るとっております。

森山喜久副委員長　今回、体育館のアリーナのところをLED照明に換えるという対応をされる分は、市はもちろん予算のところで対応されていると思います。そういった形で、例えば、省力化できるところの部分を市としても協力してやっていくという理解でよろしいですかね。

原田文化スポーツ推進課長　そのとおりでございます。

大井淳一郎委員　結果的に公募したけど1者ということなんですが、問合せも一切なかったということでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　このたび、現地説明会も予定しておりましたが、1件の問合せも期間中にございませんでした。

森山喜久副委員長　これだけに限ることじゃないんですけど、審査表の基準のところになると思います。企画課になるかもしれませんが、実際、地元業者、市内業者の部分で、優位点をつけるとか、そういった形の検討

というのは今までされたことあるのでしょうか。

工藤企画課長兼 P P P / P F I 推進室長 森山委員からあった点については、施設においては、地元雇用または清掃などの委託業務に関し、地元事業者の活用というものが審査の採点の中に盛り込まれておるものも現在実際にございます。以上でございます。

森山喜久副委員長 事業者自らが市内業者ということでの利点というのは特にないということですかね。

工藤企画課長兼 P P P / P F I 推進室長 審査表の中で、採点項目にしておる施設については、地元雇用または地元事業者の活用についての提案を頂けると、より高い点がつくという点が利点となります。

伊場勇委員長 場合によってはあるということですね。そのほか、質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第 87 号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決しました。ここで、総務文教常任委員会を暫時休憩といたします。

午後 4 時 35 分 休憩

午後 4 時 55 分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開いたしま

す。続いての審査内容については、4番、陳情・要望書についてです。このたび議会運営委員会から、当委員会所管部分について振り分けされております。「令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてお願い」が一つ。それと、「学校教材備品の計画的な整備推進についてお願い」が一つ。あともう一つが、「令和6年度税制改正に関する提言について」という三つの要望の文書が届いております。この取扱いについてなんですけれども、しっかり読み置くこと、そして今後の審査にしっかりと参考にするというところにしておきたいと思っております。皆さんそちらでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしということで、そのように取り計らわせていただきます。それでは続いて5番、閉会中の継続調査事項についてです。資料にございますとおりの内容でよろしいかどうか、少し時間を置きますので確認してください。大丈夫でしょうか。一応全て網羅していると思いますが、もしまた、項目を追加するべきだということがあれば、申出いただけたらと思います。（「ありません」と呼ぶ者あり）それではこの閉会中の継続調査事項については、このとおりに行いたいと思います。そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日、議案審査の中でございました指定管理のことについては、また委員会として、全般的に方向性をつけていかないといけません。それについてはまた委員会を開きますので、よろしくお願いいたします。それでは以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時58分 散会

令和5年（2023年）12月6日

総務文教常任委員長 伊 場 勇